1. 論文博士の審査基準

専攻教授会における学位授与可否の議決(以下、「学位授与の議決」という)の時点で 学位論文の中心となる内容に関して、査読のある学術雑誌に主著者として 3 篇以上の 原著論文を掲載し、または掲載決定となっていること。

2. 課程博士の審査基準

下記の(1)から(3)をすべて満たしていること。

- (1) 修了時点で1年以上在学すること。
- (2) 所定の単位を修得し、かつ予備審査委員会による予備審査、学位審査委員会による学位審査に合格していること。
- (3) 学位授与の議決の時点で、査読のある学術雑誌に主著者として 1 篇以上の原著論文を掲載し、または掲載決定となっていること。

3. 早期修了の基準

学位論文の主題に関して十分な研究業績を有し、査読のある学術雑誌に主著者として 2 篇以上の原著論文を掲載し、または掲載決定となっていること。予備審査委員長および主査は、早期修了に足る業績があることを、予備審査委員会または専攻教授会における学位授与可否の議決の際に説明する。

4. この審査基準における原著論文は、原則として本論文(Full paper)とするが、専門分野により学位審査委員会の判断のもとに、同等と認められるレター論文(Letter)や査読のある国際会議論文(Proceeding)を含めることができる。ただし、国際会議論文は1篇までとし、原著論文中には1篇以上の本論文またはレター論文を含まなければならない。その場合は、主査は学位授与の議決の際に、その旨を説明すること。